

介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率へのご質問の回答について

- 前回の介護保険運営協議会において、昨年10月から始まった『介護職員等ベースアップ等支援加算』について説明。
- 「介護職員に対して3%程度、月額平均9,000円相当を引き上げるもの」という主旨に、「各加算率（裏面参照）と合致しないが根拠は？」というご質問あり。

東京都及び厚生労働省へ確認を行い、下記のとおり回答をいただいた。

◎東京都福祉保健局介護保険課

加算率の算定については、国がどういう想定をしたのか、都では不明。

◎厚生労働省老健局老人保健課

厚生労働省自身が保有する全国の介護事業所の統計データを利用。

その中から、

- ・平均的な職員数やサービス数を備えた、モデルとなる事業所を選出。

その事業所の従業員の給与形態をもとに、

- ・介護サービス毎に職員の月次給与が月当たり9,000円アップする数値を設定。
- ・その数値を割り返し、算出した上昇率を今回の加算率とした。

{一例}

A事業所でAサービスに従事しているAさんの月次給与に9,000円足し、元の月次給与で割り返すと2.4%アップであったので、Aサービスの加算率は2.4%。

《加算率》

◎訪問介護	
◎夜間対応型訪問介護	2.4%
◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
◎（介護予防）訪問入浴介護	1.1%
◎通所介護	1.1%
◎地域密着型通所介護	
◎（介護予防）通所リハビリテーション	1.0%
◎（介護予防）特定施設入居者生活介護	1.5%
◎地域密着型特定施設入居者生活介護	
◎（介護予防）認知症対応型通所介護	2.3%
◎（介護予防）小規模多機能型居宅介護	1.7%
◎看護小規模多機能型居宅介護	
◎（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.3%
◎介護老人福祉施設	
◎地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1.6%
◎（介護予防）短期入所生活介護	
◎介護老人保健施設	0.8%
◎（介護予防）短期入所療養介護（老健）	
◎介護療養型医療施設	0.5%
◎（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	
◎介護医療院	0.5%
◎（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	